

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和6年1月24日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 4件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2300221 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2300016 号

第 1 結論

昭和 53 年*月から昭和 58 年 10 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 33 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 53 年*月から昭和 58 年 10 月まで

私は、昭和 53 年 4 月から昭和 57 年 3 月までは大学生であったが、国民年金については、在学中の 20 歳になった頃に、自治会の人から加入を勧められた両親が、役員を通して加入手続を行ってくれたと思う。保険料についても、20 歳から結婚（届出は昭和 58 年 11 月）するまでは、両親が自治会の集金人に毎月納付してくれたはずである。請求期間当時には、両親との会話の中で、年金という国の保険に入ったので、大学の学費と併せて私の分の保険料も払っていくと言われたことを覚えているので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間の保険料を両親が納付してくれていたとしているところ、その両親は、国民年金制度発足当初の昭和 36 年 4 月から 60 歳到達の前月までの保険料を全て納付しており、両親の年金制度への関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする両親は既に亡くなっていることから、請求期間当時の状況について確認することができず、請求者に係る請求期間の加入手続及び保険料の納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、請求者の国民年金の記録については、婚姻後の昭和 61 年 8 月頃に初めて被保険者資格を取得する事務手続が行われていることから、この頃に請求者の加入手続が行われ、請求者に対し、国民年金手帳記号番号が払い出されたものと考えられる。この際、昭和 61 年 4 月 1 日に溯って第 3 号被保険者（制度開始は昭和 61 年 4 月）として被保険者資格を取得する事務処理が昭和 61 年 8 月 26 日に行われていることが確認できる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の旧姓を踏まえ、氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方、漢字等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、上述の昭和 61 年 8 月頃に払い出された手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出され、請求期間に係る国民年金の被保険者資格を取得していた形跡は見当たらない。これらのことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、両親が請求期間の保険料を、集金人に納付していなかったものと考えられる。

加えて、請求期間について、i) 請求者は、昭和 53 年*月から昭和 57 年 3 月までは大学生であった旨陳述しているところ、制度上、学生は、平成 3 年 3 月まで国民年金の任意加入対象者であったため、国民年金の加入義務ではないこと、ii) 大学卒業後の昭和 57 年 4 月から婚姻前の昭和 58 年 10 月までについては、国民年金の強制加入対象者となるものの、請求者が請求期間当時に住所を定めていた A 市は、請求期間に係る請求者の国民年金の被保険者記録はない旨回答していること、iii) A 市の請求者に係る国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、請求者は昭和 61 年 4 月に国民年金に加入し、請求期間は未加入とされていることから、両親が請求期間の保険料を納付した事情を見いだすことはできない。

このほか、請求者が、請求期間において被保険者資格を取得し、両親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2300256 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2300017 号

第 1 結論

平成 4 年 7 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 38 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成 4 年 7 月

私の国民年金第 3 号被保険者であった請求期間については、夫が転職して平成 4 年 7 月の切替え手続きが上手にいかずに、1 か月だけ空白期間が生じた。その 1 年か 2 年後ぐらいに請求期間について A 市の職員から自宅へ電話があり、保険料は納付期限内であること、また、B 事務所で特設会場が開かれるので納付した方が良くと聞いたので、B 事務所に行き、請求期間の保険料を納付した。その時に領収証をもらわなかったが確かに納付したはずなので、調査の上、請求期間について、保険料を納付した期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求期間（平成 4 年 7 月）については、当初、第 3 号被保険者期間と記録されていたが、請求者の夫は平成 4 年 7 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、その後、同年 8 月 21 日に再度、同資格を取得していることが確認できる。このため、夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失していた期間において、請求者は、第 3 号被保険者に該当しなかったことから、平成 8 年 7 月 19 日付けで、当該期間を第 1 号被保険者とする種別変更の事務処理が遡って行われている。

この事務処理の結果、請求期間が未納と記録されていることに対し、請求者は、請求期間の 1 年か 2 年後ぐらいに、B 事務所において請求期間の保険料を納付したとして本訂正請求を行っている。

しかしながら、請求者が請求期間の保険料を納付するためには、制度上、第 1 号被保険者への種別変更の手続を 2 年の時効が成立する前に行う必要があったところ、上述の平成 8 年 7 月 19 日付けの事務処理時点において、請求期間の保険料は既に 2 年の時効が成立しており、請求者は、請求期間の保険料を納付するこ

とができない。

また、A市の作成した請求者に係る国民年金被保険者名簿によると、請求期間の第1号被保険者への種別変更に係る処理年月日欄の日付は平成8年7月12日とされ、国民年金納付記録欄においても、請求期間の納付記録は空欄（未納）とされていることから、同市から書類が送付され、社会保険事務所（当時）で行われた上述の一連の事務処理に不自然さは見受けられない。

さらに、請求者は、請求期間の1年か2年後ぐらいにB事務所で請求期間の保険料を納付したとしているところ、請求者から提出された年金手帳の国民年金の記録（1）欄には第1号被保険者への種別変更の手続が行われたとする記載は見当たらないほか、A市は、平成4年から平成6年ぐらいにB事務所において特設会場が開かれたかどうかなどについて、当時の記録を保持していないため不明と回答していることを踏まえると、請求者が納付したとする時期に、請求期間に係る種別変更の手続が行われ、保険料が納付された状況をうかがい知ることができない。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2300258 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2300018 号

第 1 結論

昭和 55 年*月から昭和 58 年 2 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 35 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 55 年*月から昭和 58 年 2 月まで

私は、請求期間当時、大学生であり A 市に住んでいたが、国民年金については、20 歳になった昭和 55 年*月頃に、父親が住民票のあった B 市で加入手続を行い、請求期間に係る保険料納付も行ってくれた。

姉も 20 歳頃は、私と同様に学生であったが、父親からは二人とも学生であった時の保険料はきちんと支払ってあるからと何度も聞かされた記憶があるため、請求期間に国民年金の記録がないことに納得ができない。父親は、既に亡くなっているため、加入手続及び保険料納付の詳細については、もう分からないが、請求期間の保険料を納付してくれていたという話については、姉も知っているのので、調査して記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に亡くなっていることから、請求者に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、請求者の現在の年金記録を管理している基礎年金番号（平成 9 年 1 月から使用されている制度共通の記号番号）は、平成 9 年 1 月に、当時、加入していた厚生年金保険に係る記号番号を用いて付番されることが確認できることから、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、これまでに国民年金手帳記号番号（平成 8 年 12 月まで使用されていた国民年金に係る記号番号）が払い出された形跡は見当たらない。このため、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、請求者に対して納付書が発行されることはなく、父親は請

求者の請求期間に係る保険料を納付していなかったものと考えられる。

さらに、請求者は、請求期間当時、大学生であったと陳述しているところ、学生は、制度上、平成3年3月まで国民年金の任意加入対象者であったため、加入義務ではなく、当時、請求者が住所地を定めていたB市及び居住していたとするA市は、いずれも請求者に係る国民年金の記録はない旨回答している上、紙台帳検索システムにおいて、請求者に係る国民年金被保険者名簿等の帳票類が索出されないことなども踏まえると、請求者が請求期間において国民年金に加入し、保険料が納付されていたと推認する事情は見当たらない。

加えて、姉は、自身と請求者が学生であった時の保険料についてはきちんと支払っておいたと父親から聞かされた記憶があるとしており、請求者と同様の陳述をしているものの、父親は既に亡くなっていることから、加入手続等詳しいことは分からないとしている上、オンライン記録によると、姉も学生であったとする期間については国民年金に未加入であることが確認できることを踏まえると、姉の陳述をもって、父親が請求者の請求期間の保険料を納付していたと推認する事情までは見いだすことができない。

このほか、父親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2300259 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2300019 号

第 1 結論

昭和 59 年*月から同年 10 月までの請求期間及び昭和 60 年 8 月から昭和 61 年 4 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 39 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 昭和 59 年*月から同年 10 月まで

② 昭和 60 年 8 月から昭和 61 年 4 月まで

請求期間①に係る国民年金の加入手続については、自身で、会社を退職後の昭和 59 年 2 月か 3 月頃、当時、住んでいた地域の A 市 B 市民センターで行ったと思う。保険料については、同市民センター、C 社会保険事務所（当時）及び D 郵便局のいずれかの場所で納付したと思うが、納付時期、保険料額及び納付した際に領収書を受け取ったかどうかは全く覚えていない。

請求期間②に係る国民年金の加入手続については、母親も既に他界しているため、当時のことを聞くことはできず、詳しいことは分からない。保険料については、母親が、A 市 E 市民センターで納付したと言っていたのを覚えており、領収書も母親から渡されてしばらくは保管していたが現在は手元にない。

請求期間①及び②について、一緒に納付した者もおらず、領収書等の保険料を納付したことが分かる資料は保管していないが、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者に係る戸籍の附票によれば、請求者は、昭和 45 年 11 月 1 日から現在まで A 市に居住していることが確認できるところ、同市は、請求期間①及び②当時、各市民センター（F 市民センターを除く。）で加入手続及び現年度保険料の納付を行うことは可能であった旨回答している。

しかしながら、請求者は、請求期間①について、A 市 B 市民センター、C 社会保険事務所（当時）及び D 郵便局のいずれかの場所で納付したと思うが、納

付時期、保険料額及び納付した際に領収書を受け取ったかどうかは全く覚えていない旨陳述しており、請求期間②については、保険料を納付したとする母親は既に他界しているため当時のことを聞くことはできないとしていることから請求期間①及び②に係る保険料納付状況についての詳細は不明である。

また、国民年金被保険者新規加入受付処理簿兼年金手帳記号番号払出設定簿（報告書）及びオンライン記録によると、請求者に係る国民年金手帳記号番号については、昭和 63 年 8 月頃に A 市において払い出されていることから、この頃に請求者の加入手続きが初めて行われ、昭和 59 年*月*日（20 歳到達時）まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が昭和 63 年 9 月 12 日に行われており、同日には、請求期間①に係る被保険者資格喪失、請求期間②に係る被保険者資格取得及び被保険者資格喪失の一連の事務処理も行われていることが確認できる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある漢字、読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、上述の手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出され、請求期間①及び②に係る国民年金の被保険者資格を取得していた形跡は見当たらないことから、請求者は、請求期間①及び②当時、国民年金に未加入であり、請求者及び母親は、請求期間①及び②の保険料を納付していなかったものと考えられる。

加えて、上述の手帳記号番号の払い出された時期（昭和 63 年 8 月頃）を基準とすると、請求期間①及び②の保険料については、既に 2 年の時効が成立しており、請求者及び母親は遡って納付することもできなかった上、A 市は、システムデータにおける請求者の国民年金被保険者記録は、「昭和 63 年 3 月 11 日から平成 2 年 2 月 8 日まで」とし、当該記録の資格取得欄には「新規」、資格喪失欄には「厚年加入」の記載は確認できるが、請求期間①及び②に係る国民年金被保険者記録及び資料はない旨回答している。

このほか、請求者及び母親が請求期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。